

## 第3章 相続の効力

民 法  
No650

H20-34

(配点: 2)

月 日  
月 日

相続の対象に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(改)

1. 使用貸借の借主が死亡した場合、相続人が使用借権を相続する。
2. 賃貸借契約に基づく賃借人の債務を保証した者の相続人は、相続開始後に生じた賃料債務について履行をする責任を負う。(改)
3. 不法行為による生命侵害の慰謝料請求権は、被害者が生前に請求の意思を表明していなければ、相続人には承継されない。
4. 被相続人が第三者から与えられていた代理権は、相続人に承継されない。
5. 相続人は、被相続人の占有についての善意・悪意の地位を当然に承継する。

No650	相続の対象	正答率 88%
H20-34	正解	4

## 1 誤っている

597条3項。使用貸借は、借主の死亡によって終了する。使用貸借が、借主との特殊な人的関係の下に、貸主の好意的動機に基づいて行われるからである。

## 2 誤っている

従来の判例は、賃貸借契約における保証人の相続人は、相続開始後に生じた賃料債務についても当然にその保証債務を負担するとしていた（大判昭9.1.30）。しかし、平成29年民法改正により個人根保証契約の保証人の責任（465条の2以下）について、貸金等根保証以外にも拡大され、賃貸保証にも適用されることとなった。そして、「保証人が死亡したとき」は、個人根保証契約の元本確定事由となり（465条の4第1項3号）、保証人の相続人は、相続開始後に生じた賃料債務について履行する責任を負わないこととなった。

## 3 誤っている

判例は、慰謝料請求権の相続性が問題となった事案について、「当該被害者が死亡したときは、その相続人は当然に慰藉料請求権を相続するものと解する」（最大判昭42.11.1、百選Ⅲ60事件）として、生前に慰謝料請求の意思表示を要求していない。その理由として、判例は、「損害賠償請求権発生の時点について、民法は、その損害が財産上のものであるか、財産以外のものであるかによって、別異の取扱いをしていないし、慰藉料請求権が発生する場合における被害法益は当該被害者の一身に専属するものであるけれども、これを侵害したことによって生ずる慰藉料請求権そのものは、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続の対象となりえないものと解すべき法的根拠はなく、民法711条によれば、生命を害された被害者と一定の身分関係にある者は、被害者の取得する慰藉料請求権とは別に、固有の慰藉料請求権を取得しうるが、この両者の請求権は被害法益を異にし、併存しうるものであり、かつ、被害者の相続人は、必ずしも、同条の規定により慰藉料請求権を取得しうるものとは限らないのであるから、同条があるからといって、慰藉料請求権が相続の対象となりえないものと解すべきではないから」としている。

## 4 正しい

111条1項2号。代理権は、代理人の死亡により消滅する。代理人の個性が代理人資格にとって実質的に重要であるからである。

## 5 誤っている

判例は、187条1項は、相続のような包括承継にも適用され、相続人は被相続人の占有についての善意・悪意の地位をそのまま承継するものではなく、その選択に従い自己の占有のみを主張し又は被相続人の占有に自己の占有を併せて主張することができるとしている（最判昭37.5.18）。判例の結論に賛成する学説は、その理由として、相続人の現実の占有を直視するものとして正当であるということを挙げている。